（様式７：電子媒体）
（若手研究者海外挑戦プログラム）

平成　30　年　10　月　12　日

若手研究者海外挑戦プログラム報告書

独立行政法人 日本学術振興会 理事長　殿

受付番号　201780157
氏　　名　山下　祐貴子
（氏名は必ず自署すること）

若手研究者海外挑戦プログラムによる派遣を終了しましたので、下記のとおり報告いたします。
なお、下記記載の内容については相違ありません。

記

1. 派遣先：都市名　マールブルク　（国名　ドイツ　）

2. 研究課題名（和文）　：　法的親子関係の形成と子の利益

3. 派遣期間：平成　30　年　3　月　31　日　～　平成　30　年　9　月　16　日　（　170　日間）

4. 受入機関名・部局名：　マールブルク大学

5. 派遣先で従事した研究内容と研究状況（1/2 ページ程度を目安に記入すること）

派遣先においては、当初の計画通り、ドイツにおいて法的親子関係の創設・否認の場面で、子の利益がいかにして保護されているのか、また、生物学上の父による否認や、表見上の父による真の父に対する扶養料の償還請求の制度がドイツにおいてどのように受け止められ、運用されているのか等を明らかにすべく、ドイツ親子法の著名な研究者である Tobias Helms 教授のもとで研究を進めた。さらに、研究を進めていく中で、昨年、連邦司法・消費者保護省が設置したワーキンググループが、否認権に関する提案をも含む広範囲に及ぶ血縁法の改正提案「Arbeitskreis Abstammungsrecht, Abschlussbericht, Empfehlung für eine Reform des Abstammungsrecht」をとりまとめて公表したことを知り、この改正提案に関してもワーキンググループのメンバーとして参加されていた Tobias Helms 教授に直接意見を頂きながら研究を進めた。

ドイツでは 2004 年に生物学上の父による否認権が導入されたが、生物学上の父が法的な父子関係を否認する場合、他の否認権者とは異なり、法的な父と子との間に「社会的家族的関係」が存在していないことが要件となる。もっとも、この「社会的家族的関係」の概念は不明確であり、その解釈について争われてきた。派遣先での研究を通じ、この点に関して、ドイツ民法 1600 条 3 項 2 文に規定されているような典型的事情（父母の婚姻または子との比較的長期間にわたる共同生活）が存在しない場合でも、子と法的な父が定期的な交流を維持している場合には、社会的家族的関係が認められうることが明らかになった。また、改正提案では子の否認権に制限を加える方針が打ち出されており、父子関係の否認を求める子が、その法的な父との間に社会的家族的関係を維持してきた場合は、子からの否認が認められなくなる可能性があることや、これまで学説上何度も議論されながら考慮されることのなかった生物学上の父と子との間の社会的家族的関係をも考慮して、生物学上の父からの否認の許否を決すべきとする提案がなされていることなども明らかになった。

6.研究成果発表等の見通し及び今後の研究計画の方向性（1/2ページ程度を目安に記入すること）

【研究成果発表等の見通し】

本プログラムを通して得た研究成果は、「ドイツ親子法における社会的家族的関係の意義」という論題で論文として提出済みであり、同志社法学402号において公表する予定である。また、2019年6月1日に開催予定の第82回比較法学会において、研究成果と併せて「ドイツ親子法における父子関係の成否と社会的家族的関係」というタイトルで報告する予定である。

【今後の研究計画の方向性】

今後は、本滞在中に研究を進めた「ドイツにおいて法的親子関係の創設・否認の場面で、子の利益がいかにして保護されているのか」という点に関して、滞在中の指導教授であるTobias Helms教授に紹介していただいた資料を読み進め、引き続き研究を進めるとともに、本滞在を通して関心を持った血縁法の改正提案「Arbeitskreis Abstammungsrecht, Abschlussbericht,Empfehlung für eine Reform des Abstammungsrecht」に関しても、これを軸とする法改正にむけた議論に注目しながら検討を進めたい。また、ドイツ民法1686a条に規定されている生物学上の父の子との面会交流権や、改正提案において要となっていた生殖補助医療を利用した場合の法的親子関係の創設・否認についても研究を進めたい。

7.本プログラムに採用されたことで得られたこと（1/2ページ程度を目安に記入すること）

本プログラムに採用していただいたことにより、単なる留学生ではなく、客員研究員および交換博士課程学生として正式な身分を頂きながらドイツ(マールブルク)に滞在することができ、マールブルク大学の法学部の講義を実際に受講することができた。講義を聴くことで、日本でドイツ法の教科書を読んでいただけでは知ることのできなかった判例や論点を知ることができただけでなく、その論点がドイツ親子法においてどのような重要性を持ち、どのように受け止められているのかを知ることができた。また、ドイツの大学の法学部ではどのように講義が進められ、学生はどのような姿勢で講義に臨んでいるのかを実際に体験することができ、非常に刺激を受けた。ドイツ語での講義以外にもドイツ人との会話やメールでのやり取り等、実際にドイツで約６か月間生活したことで、自身の語学力を向上させることもできた。

さらに、本滞在中はTobias Helms教授に受け入れていただき、Tobias Helms教授の指導のもとで研究を進めることができたが、研究において生じた疑問を直接質問し、意見を頂くことにより、より自身の研究を充実させ、内容を深めることができた。それだけでなく、研究を進めるうえで欠かすことのできない資料を紹介していただき、滞在中に関心を持った血縁法の改正提案に関しても最新の情報や進捗状況等、貴重なお話をいくつも聞くことができた。Tobias Helms教授が採用者の研究における問題関心に有益となる情報を常に与えてくださったことにより、質の高い研究ができただけでなく、ドイツ法の最前線を知ることができた。何よりも、滞在を通してドイツ親子法の著名な研究者であるTobias Helms教授と交流を持つことができ、今後も継続して連絡を取ることができる関係を構築できたことは、採用者の今後の研究においても非常に意味のあることと言える。

以上のように、本プログラムに採用していただいたことで、非常に有意義で貴重な経験をすることができた。日本学術振興会および懇切にご指導いただいたヘルムズ教授には、この場を借りて深甚の謝意を表したい。